

フランスの労働政策の行方

2013.9 リクルートワークス研究所 主任研究員 村田 弘美

2012年5月、サルコジ政権が破れ、新たにフランソワ・オランド政権が誕生した。オランドがはじめに着手した公約は、男女の閣僚を同数にすることで、エロ一内閣の34名の閣僚のうち17名が女性という史上初の男女同数内閣となった。オランドが掲げた政策の重点課題の1つは雇用政策。フランスでは慢性的な雇用問題を抱えており、前サルコジ政権においても、若年を中心とした見習い訓練雇用や、求職者の職業訓練、助成金付きの雇用契約などさまざまな雇用政策に着手し、個々に成果を上げた施策もあるが、大きな改善へつながることはなかった。

オランドが掲げた雇用政策に関する公約は、1) フランス国内に投資する企業に対する助成金の給付、2) 若年や女性、資格を持たない非熟練労働者に多い不安定な雇用に関する対策として、失業保険の保険料率の引き上げ、3) 若年者の就業を促進するための雇用支援、4) 超過勤務手当に対する税や社会保険料の減免措置などが挙げられる。特には、“未来の雇用政策制度”“世代間雇用施策制度”という二本柱となる新たな施策を取り入れた。前者は16～25歳の未熟練労働者を雇用した団体や今後需要が見込まれる企業に対して、3年間75%の賃金助成を行う。後者は若年者を無期雇用契約で採用するとともに、企業に雇用されている高年齢社員を、教育・指導社員として継続雇用するという画期的な取り組みであり、保険業界などでは早速この制度の活用をはじめた。しかし、2013年6月時点の失業率は11.0%（前年同月比1.3ポイント上昇）、若年失業者数は73万人とより深刻化し続けており、オランド政権は改革の第二ステップへとコマを進めた。前政権では解雇より訓練と硬直的な労働法規制に手をつけなかったが、2013年6月、フランス版フレキシキュリティーともいえる雇用安定化法が施行された。雇用安定化法においては、労働者の雇用の安定を支援する側面での施策もあるが、一方、復職権付き転職制度といったモビリティの促進につながる施策や解雇手続きの簡素化にも踏み切った大胆な施策もある。旧来からある規制やルールを社会実態に合うべく内容そのものを諸手続きのスピードを上げるという改正がなされた。このような新しい政策的な方向性がどのような効果を生むのか注目されている。

フランスは保守的で日本以上に無期限雇用契約にこだわり、有期雇用契約の使用や解雇についても厳しく制限してきた国のひとつであるが、雇用の安定化法の導入によりどのような影響が起こり得るのか。日本においても、解雇ルールの見直し議論が囁かれたが、フランス型のフレキシキュリティーは1つのパイロットケースとして動向を注視する必要があるだろう。日本においても若年失業が深刻化するなかで、グローバル化のモノサシとして、政策立案の際に、欧州における労働政策の背景と施策、その効果について体系的に捉えたうえで、議論を深めていくことは重要である。